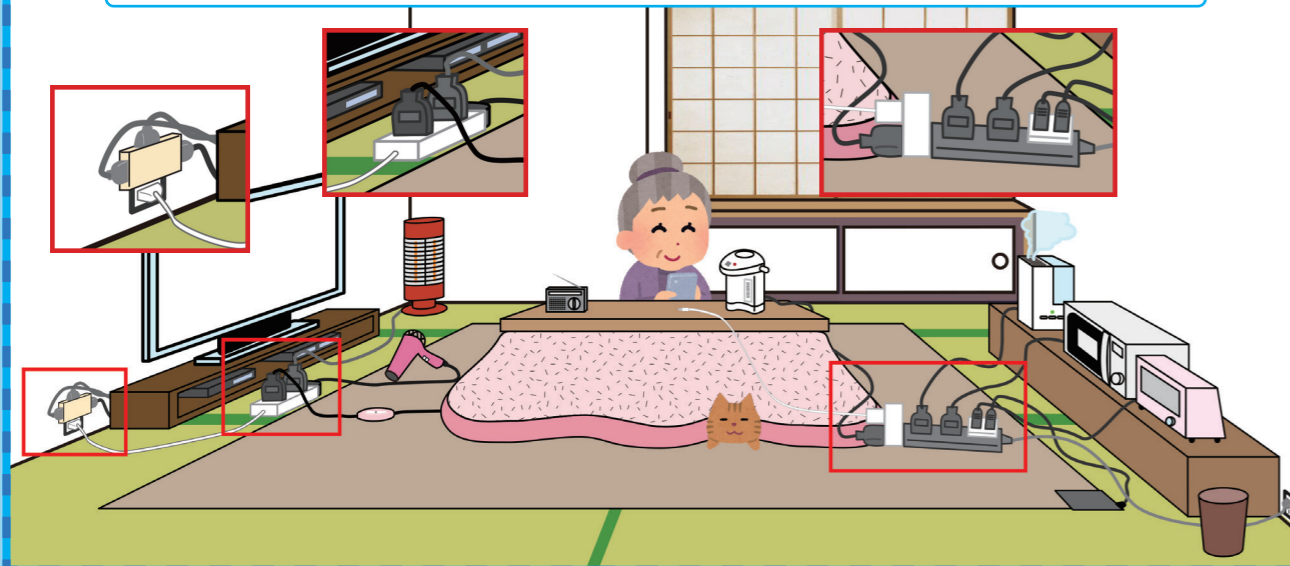


コードや配線器具の事故が多発しています！

たこ足配線と容量オーバーには気をつけて！

- ・複数の延長コードやテーブルタップを連結した「たこ足配線」はしない
- ・接続可能な最大消費電力を超えて使用しない
- ・電源プラグはしっかり差し込み、ほこりなどがたまっていないか確認する
- ・電源タップやコンセントの接続部分に水分が付着しないよう注意する
- ・電源コードを引っ張ったり、無理な力を加えない



古い製品を使い続けていませんか？

長く使用している製品で事故が発生しています

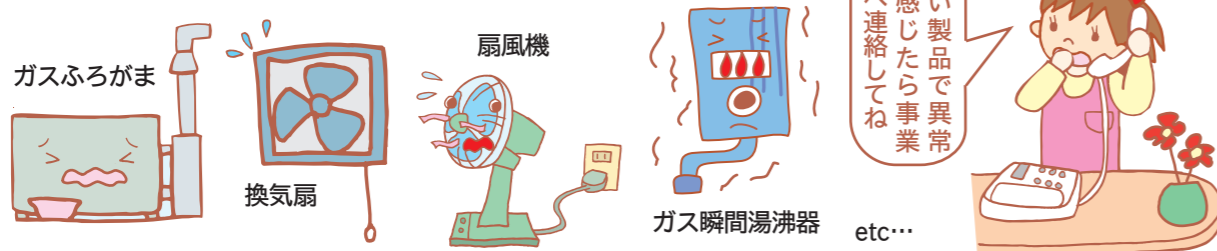
電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに熱や湿気、ほこりなどの影響により、部品が劣化して発煙や発火のおそれがあります。

変なおいや音、いつもと違うと感じたら…

使用を中止して、事業者や販売店に相談してください。

新しい製品には、さまざまな保護装置が搭載されています。

買い替えも事故防止策のひとつです。



高齢者に多い こんな事故

気をつけて！ちょっとした不注意にご用心！



コードや配線器具は
正しく使ってください。
(裏の注意事項参照)



事故 **ナイト** いいね

【ガスこんろ】火に近づき過ぎて衣服に着火

事例

ガスこんろを使用中、着衣に着火し、やけどを負う火災が発生した。(80歳代 女性 2017年7月 神奈川県)

原因

ガスこんろに寄り掛かって使用していたため、こんろの火が着衣に着火したものです。



肉眼で見た炎



赤外線カメラで見た炎

肉眼で見える炎(左)に比べ、赤外線カメラで見た実際の炎(右)は鍋底から大きくはみ出しています。



- ・こんろに近づき過ぎないでください。こんろの奥に手を伸ばすときは、火を消してください。
- ・毛足の長いものやゆったりと垂れ下がったデザインの衣服は特に注意してください。

【ガスこんろ】火を消し忘れて火災

事例

ガスこんろを使用中、ガスこんろ及び周囲を焼損する火災が発生した。(80歳代 女性 2016年12月 東京都)

原因

こんろの火を消し忘れて放置したため、天ぷら油が過熱されて発火したものです。



- ・現在流通しているガスこんろは調理油過熱防止装置の標準装備が2008年10月より義務付けられています。2008年以前の古い年式のこんろを使用している場合は、新しいこんろへの買い替えをご検討ください。



【ガス栓】

ガス栓から出火

事例

ガスこんろを使用したところ、ガス栓のソケット(迅速継手)付近から火が出た。(2018年7月 大阪府)

原因

ガス栓への接続が不完全な状態で使用したため、接続部分から漏洩したガスにこんろの炎が引火し、ソケット(迅速継手)の一部を焼損したものです。

摺動部が見えている



摺動部が隠れている



- ・接続する前にソケット(迅速継手)とガス栓(プラグ)にゴミなどが付着していないかを確認してください。
- ・ガス用ゴム管を接続したソケット(迅速継手)をガス栓(プラグ)に差し込む際は、“カチッ”と音がすることと共にゴム管を軽く引っ張り外れないことを確認してください。

【暖房便座】

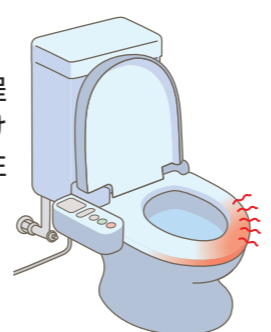
使用中に低温やけど

事例

施設で、暖房便座に20分程座っていたところ、低温やけどを負った。(80歳代 女性 2015年10月 北海道)

原因

暖房便座の温度調節が「高」に設定された状態で長時間座っていたためです。



- ・高齢者や体の不自由な人、介護が必要な人などが使用するときは、便座の温度調節を「低」にするか、または使用直前まで温めて、使用中は「切」にするようにしてください。
- ・家族や周囲の人は、普段より使用に時間がかかっている等の異常がないか気をつけてください。

【介護ベッド用手すり】

隙間に挟まれて死亡

事例

介護ベッド用サイドレールと介護ベッドのフットボードの間に挟まれて死亡した。(80歳代 男性 2015年3月 広島県)



隙間

原因

サイドレールとフットボード間の隙間に胴体部が挟まれたものです。家族が標準サイズのベッドに短いサイズの適正でないサイドレールを組み付けたため、隙間が広がっていました。



- ・頭や首、手足などがサイドレールや手すりの隙間に挟まらないよう、隙間をふさぐ部品を装着してください。
- ・現在販売されている手すりは、改正されたJIS規格によって安全性が強化されています。取扱説明書をよく読んで正しく使用してください。

【歩行補助車】

曲がろうとして転倒

事例

家の人に腰を支えてもらいながら歩行補助車を押し、左に曲がろうとしたら転倒して重傷を負った。(80歳代 女性 2011年10月 京都府)



原因

歩行の際に介助者が必要で、歩行補助車の使用は無理な状況でした。表示にも「手すりなどの固定したものにつかまらなければ歩行できない人には適していない」という旨の記載がありました。



- ・歩行補助車は、主に自立歩行が可能な人を対象としています。
- ・使用中に本体が折り畳まれないように、ロックレバーで必ず固定してください。

【脚立】

バランスを崩して落下

事例

脚立に乗って剪定(せんでい)作業中、転倒し重傷を負った。(70歳代 男性 2016年10月 岡山県)



原因

作業中にバランスを崩して転倒したものです。



- ・脚立をまたいで使用しないでください。
- ・傾斜のある不安定な場所で使わないでください。
- ・天板に乗ることを禁じているものがあります。取扱説明書で確認してください。

【電動車いす】

踏切で脱輪し死亡

事例

電動車いすで踏切を渡ろうとして、列車にはねられ死亡した。(60歳代 男性 2012年2月 香川県)



原因

夜間の暗い踏切を渡ろうとしたときに電動車いすが脱輪し、身動きが取れない状態になったものです。



- ・踏切の通行はできるだけ避けましょう。
- ・踏切は直角に通行してください。
- ・踏切の端を通行しないでください。
- ・踏切で立ち往生してしまったら、まず周囲の人に大声で助けを求めましょう。
- ・緊急時はためらわずに踏切の非常ボタンを押してください。
- ・踏切内で動けなくなっている人がいたら、すぐに非常ボタンを押してください。